

金融界要望の主な方針案

2022/11/30

第16回デジタル臨時行政調査会作業部会

金融界要望への対応状況

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）

- 「経済界より受領した約1,900件の要望等を、デジタル原則やテーマに基づき類型化した上で、**先行事例**を構築できた類型から、各府省庁に自主点検の実施等を依頼し、同様の規制があれば一括的な見直しを行う。令和4年末を目途に主な経済界要望等については見直し方針を決定、公表する。」

先行事例の構築

金融界要望への対応

- 金融は「経済の心臓」であることから、「金融」をテーマに金融界要望に取り組む。
 - ✓ 国民・企業は預金口座を保有。3.3億口座（うち個人3.2億口座＜令和4年3月末＞）。
 - ✓ 金融は経済活動における潤滑油。直接金融と間接金融の両方に取り組む。

全銀協、都銀懇話会、地銀協、生保協、損保協、貸金業協会、証券業協会等の協力を得た。

要望団体と各府省庁、デジ臨で協議することも。都銀懇話会が事務局に派遣。

対応状況

- 46件について、方針（案）を決定。
- パブリックコメントへの記述などから、要望元が認識していないケースが多い。
 - ✓ 事務連絡により業界に周知。
 - ✓ 全国民に影響する案件は、デジタル庁と関係省庁の連名により周知。

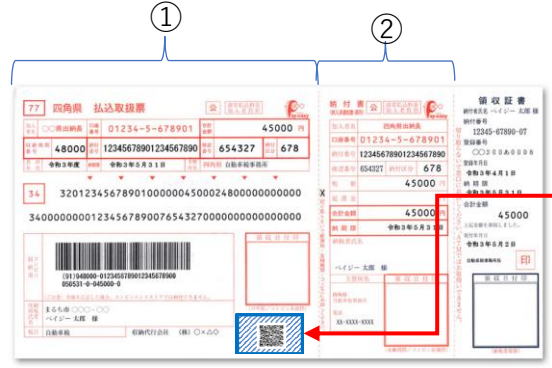
対処方針	件数
デジタル化等進展	20件
対応済みのため改めて周知	12件
合理的な理由により対応せず	14件

行政手続のデジタル改革①

地方税徴収における事務効率化

【課題】

- 地方税徴収において、銀行は、納税済通知書①を地方公共団体に送付、納付書②を保管せねばならず、事務コストが大きい。
- 銀行窓口での納付は年間2.4億件（令和元年度）。



- QRコード印字を拡大
- ✓ 不動産取得税
 - ✓ 個人事業税
 - ✓ 個人住民税（普通徴収）
- 等

【方針決定事項】

地方税徴収の事務負担軽減を企図して、令和5年度から地方税統一QRコード印字を必須としている4税（固定資産税、自動車税等）に加えて、その他の地方税（確定税額通知分）の納付書についても、令和6年度から原則当該QRコードを印字することとしている。

保険募集人登録手続のデジタル完結

【課題】

- 保険募集人登録手続について、登録免許税・手数料の印紙納付などから、デジタル完結していない。
- 保険募集人は生保150万人、損保200万人。年間59万件（生損保合計＜令和3年度＞）の登録手続が発生。

【方針決定事項】

- 保険募集人登録手続時の添付書類については、住民票の抄本の代替書類を含め電子媒体での提出を可とするなどの取扱いを実現。
- 登録免許税・手数料の納付も電子化対応を進め、登録手続の完全デジタル化を令和4年度末までに進める。

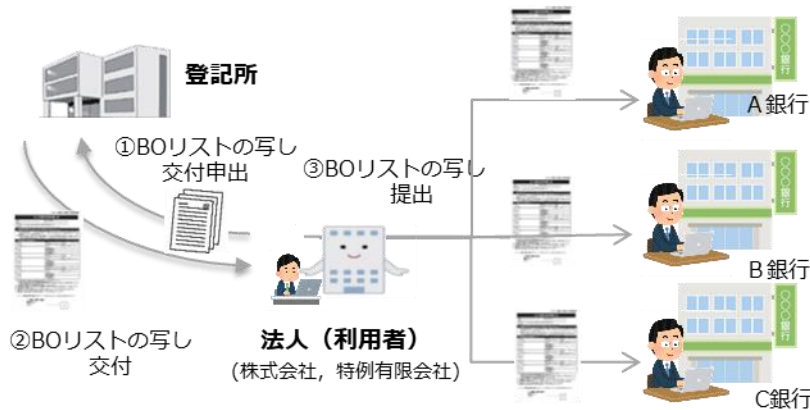


行政手続のデジタル改革②

実質的支配者情報への金融機関のアクセス

【課題】

- 銀行等は、法人との取引時に、当該法人の実質的支配者の確認を行わなければならない（犯収法）。
- 上記確認の資料として、実質的支配者リストの写しを交付する制度があるが（制度開始（令和4年1月31日）以降令和4年10月末までに約3千件の利用（その他、約8千通の写しの発行））、申請手続等がオンライン化されていない。
- 実質的支配者リストの主な提出先である銀行等がリストの写しを登記所から直接に取得できない。



【方針決定事項】

- 令和4年度中に設置される有識者からなる研究会（HP公表）での法的論点の整理を含めた検討を通じて、銀行等がオンラインで実質的支配者リストの写しを取得できる方法など利用者の利便性を向上させる。

GPKI（官職証明書）の使用

【課題】

- 総合特区支援利子補給契約書が書面・押印である。

【方針決定事項】

- 令和5年度から電子契約での取り交わしができるように、令和4年度中に交付要綱の改正等導入に向けた準備を進める。

民間取引のデジタル改革①：申請・交付のデジタル化

交付書面の原則デジタル交付化

【課題】

- 原則書面交付（同意があればデジタル交付）から、原則デジタル交付（求めがあれば書面交付）に変更する。
 - 「顧客への分かりやすい情報提供、顧客の利便性や事業者のコスト負担の軽減」（必要性）
 - 「高齢者等の電子的通信手段を有しない消費者への情報提供が確保されるよう配慮等も必要」（許容性）

金融商品取引法

【方針決定事項】

- 金融商品取引法・投信法に関する書面（目論見書、契約締結前交付書面、運用報告書、最良執行説明書等）について、デジタル交付（告知し、求めがあれば書面交付）も可能とするよう金融審議会において審議し、令和4年内を目途に結論を得て、必要な措置を行う。
- 更に、他の金融商品取引法上でデジタル交付に顧客の承諾が必要（原則書面交付）である書面についても、アナログ規制の「集中改革期間（令和6年6月目途）」に、引き続き、金融審議会において審議し、その結論を受けて、可能なものから必要な措置を行う。

資金移動業者に関する内閣府令

【方針決定事項】

- サービス提供の実態等に応じて、原則デジタル交付とすることを可能とするために、令和5年に法令改正作業等必要な措置を行うこととする。

業界団体の自主規制を改正

【課題】

- 支払停止の抗弁の申請について、日本クレジット協会のHPで書面申請を明記。大手1社で年間3千件の申請。

「申出されるクレジット会社等より、書面をお取寄せ、必要事項をご記入のうえ、郵便等の方法により、申出されるクレジット会社等へご提示ください。」

【方針決定事項】

- 日本クレジット協会は、クレジット取引における支払停止の抗弁の申出手続でデジタル化による方法もできるように令和4年度中に自主規制を改正。

業界団体の報告手続をデジタル化

【課題】

- 証券業協会は事故連絡書と事故顛末報告書を書面・押印で徴求。年間226件＜令和3年度＞。

【方針決定事項】

- 証券業協会は、事故連絡書等の提出において、令和4年度中に申請手続きをデジタル化。

民間取引のデジタル改革②：有価証券のデジタル化

地方債証券のデジタル化

【課題】

- 地方債については、振替法の適用によるデジタル化は行われているが、振替地方債以外での券面不発行の規定がないことから、ブロックチェーン技術を用いたデジタル地方債（セキュリティー・トークン）の発行が行われていない。

	地方債:地方財政法	社債:会社法
券面発行	地方財政法施行令36条/41条で券面の記載事項を規定	会社法696条・697条で券面の記載事項を規定
券面不発行 (振替債以外)	規定なし	会社法676条6号で券面不発行を規定

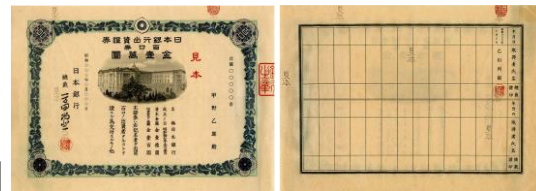
【方針決定事項】

- 振替地方債以外の券面不発行による地方債発行の仕組みについて、地方団体や市場関係者等を交え、令和5年度の検討会（HP公表）において法令上の措置も含め必要な調査・検討を行う。

日銀出資証券のデジタル化

【課題】

- 上場有価証券（うち上場会社等約4,000社）のうち、日銀出資証券のみデジタル化していない。



日銀出資証券の券面
左：表面
右：裏面

【方針決定事項】

- 日銀出資証券を電子化するために、金融審議会において審議し、令和4年内を目途に結論を得て、必要な措置を行う。

船荷証券・倉荷証券のデジタル化

【課題】

- 商法に規定のある有価証券（船荷証券・倉荷証券）はデジタル化されていない。

【方針決定事項】

- 船荷証券については、現在、法制審議会の部会で、デジタル化（電磁的方法による発行の許容）に向けた法改正の調査、審議が行われているが、倉荷証券についても、そのデジタル化について、関係各所と調整のうえ、令和5年に当該部会において調査、審議を行うこととしている。